

# 広報たしろ

昭和42年3月号

豊かで町づくりに  
明るく努めましょう  
住みよい

編集と発行 鹿兒島県肝属郡田代町役場  
印刷 株式会社 総合印刷

人口統計 1月末日現在 6,816人  
男子 3,305人 女子 3,511人



## 今月の

## しおり

### △春を待つ家の内・外

木の実のふくらみが大きくなる  
と、冬ものの重いカーテンのよご  
れがとても気になるものです。時  
期をみてクリーニング屋へ出して  
おきましょう。

部屋のおおいを、あれこれく  
ふうするのも、春を迎えられると  
きの主婦のたのしみではないでし  
ょうか。新入学のお子さんがあれ  
ば、居間や廊下の片隅を利用して  
「デスク・コーナー」を作ってあ  
げてはいかがでしょう。

さて三月でいやなことは、風の  
吹くこと。黄色い土ほこりが窓や  
雨戸のすき間から舞いこんできま  
す。窓ガラスはふいてもふいても  
すぐよれます。やわらかいそう  
きんを用意して、手まめにふくは  
かありません。

また、古くなった板べいや木戸  
も、冬の間にかなりいたんでおり  
ます。くきが頭を出していると、思  
わぬけがをします。家の外  
まわりも一度よく調べて、早目に  
修理しておくことです。

## 三月の

### 主な行事予定

- 一日 田代高校卒業式
- 二日 町婦人会大会
- 三日 農集電話開通式
- 七日 選挙管理委員会、  
消防訓練、民生委  
員会、田代中就職  
者壮行会
- 八日 鹿兒島県連管委員会  
大原中就職者壮行  
会
- 九日 公立高校入試
- 十日 防火管理者講習会
- 十一日 議会招集
- 十四日 田代中卒業式、保  
育園入所者壮行会
- 十五日 大原中卒業式、選  
挙管理委員会
- 十七日 本議会
- 十八日 保育園入園式
- 二十日 農構改善対策協議  
会
- 二十一日 春分の日
- 二十三日 田代小、大原小卒  
業式
- 二十四日 教育委員会
- 二十五日 各学校修了式
- 二十七日 農業委員会
- 二十八日 小組合長会、国民  
年金検認（三十一  
日まで）
- 二十九日 本議会
- 三十一日 県議会公示



〇物づくり  
団体(たばこ作の部)  
一位、鶴岡総代区、二位、麓二総代区、三位、辺志切総代区  
(緑茶一類の部)  
一位、鍋工場、二位、稲尾工場



写真は表彰式

## 町振興大会が行われました

昭和四十一年度田代町振興大会は、去る二月二十日田代小学校校舎において行われ、多数の小組合グループ、個人の表彰がありました。

表彰は次のとおり  
〇仲間づくり  
団体(営農集団)

一位、田代町和牛育成同志会  
二位、大原和牛研究会  
三位、柴立山神貯蓄組合

三位、上田、倉谷、川前工場  
(養蚕総合の部)

一位、山ノ口振興班、二位、池野振興班、三位、平石振興班  
(畜産総合の部)

一位、鶴岡小組合、二位、池野小組合、三位、中村、久木野、辺志切小組合  
(早期水稻の部)

一位、新田稲作グループ、二位、中村第一グループ、三位、郷ノ

一位、袖山栄吉、瀬ノ口栄  
(緑茶二類の部)

一位、有馬、功、二位、伊藤和夫、三位、西田徳安、吉田鉄夫、町長  
(和牛多産賞)

一位、水流一蔵  
(甘しょ作)

一位、上鶴甫  
〇環境づくり

原第一グループ

(甘しょ作の部)

一位、郷ノ原第一グループ、二位、中村第一、三位、郷ノ原第二、  
個人(たばこ作の部)

一位、袖山栄吉、瀬ノ口栄  
(緑茶二類の部)

一位、有馬、功、二位、伊藤和夫、三位、西田徳安、吉田鉄夫、町長  
(和牛多産賞)

一位、水流一蔵  
(甘しょ作)

一位、上鶴甫  
〇環境づくり

一位、上鶴甫  
〇環境づくり

## 国民年金の疑問に答える

＝国民年金は老後の生活保障です＝  
(恩 給)

◎ 国民年金に加入しなくてもみんな労令福祉年金はもらえるのではないかな？

国民年金は若くて働けるうちに保険料をかけて積み立て年をとってから老令年金をもらうことにより生活を守るといのが大きな柱となっています。現在の70才以上の人がもらっている老令福祉年金はもちろん保険料はかけてはいないが、国民年金の始まった時すでに高令者で、加入して保険料をかけたとしても期間がないため、国民年金を達成させる一つの手段として国の費用によって支給されるものです。だから加入しても保険料を納める期間がなかった人に限られており明治44年4月1日以前に生れた人です。従って明治44年4月2日以後に生れた人は老令福祉年金は支給されず国民年金に加入して保険料をかけることになっています。

◎ 任意に加入できる人々とは？

厚生年金とか各種共済組合に加入しているいわゆる月給取りの配偶者や恩給など受けている人の配偶者等は老後の生活はそれらの年金、恩給によって何らかの形で保障されているため、国民年金に強制加入ということではありませんが、希望すればいつでも加入できます。但し現在のところ明治44年4月2日以降生れでないといけません。また現在軍人恩給等受けている人の場合も同様ですが、希望加入すれば国民年金からも年金がもらえるのです。希望加入された方がよいというのは、現に恩給等受けている人又は年金をうける期間を満した御主人が死亡されますと国民年金からは母子年金が出ますし、御主人が受けていた恩給、年金は半になり扶助料として妻がうけ取りますが、65才になると自分の老令年金が出るから、まあまあ良いということです。任意加入していない人には、母子年金も、老令年金、又70才になっても老令福祉年金は一銭もありません。

△ 平均寿命の伸び

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 昭和22年 | 男 42.6才 | 女 51.1才 |
| 26年   | 60.8    | 64.9    |
| 30年   | 63.88   | 68.41   |
| 40年   | 67.73   | 72.95   |

△ 昭和40年度の平均余命  
昭和40年に50才であった人は  
後何年(平均)生きられるか。

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 20才 | 男 50.17 | 女 54.88 |
| 30才 | 40.88   | 45.34   |
| 40才 | 31.72   | 35.94   |
| 50才 | 22.99   | 26.88   |
| 60才 | 15.19   | 18.45   |
| 70才 | 8.97    | 11.10   |

現在は1人の老人(65才以上)を11人の若い者(15才から64才)が養っている鑑定になりますが、昭和80年頃になると大体4人で1人の老人を扶養するようになり、人口が老令化します。その頃の若い人には非常な負担がかかりますので、今のうちに掛金を積立しないと間に合いません。ですから少しでも負担をかるくするために1人1人に年金を支給して老後の生活費として年金が支給されるのです。



写真は発表する松下君

尚、この日は、田代高校四年生の松下道雄君の、「私の考える農業経営」と題した発表、鹿児島農業高校校長川村純二先生の「二十年後の日本農業の姿」という講演等聞き、無事に終了しました。

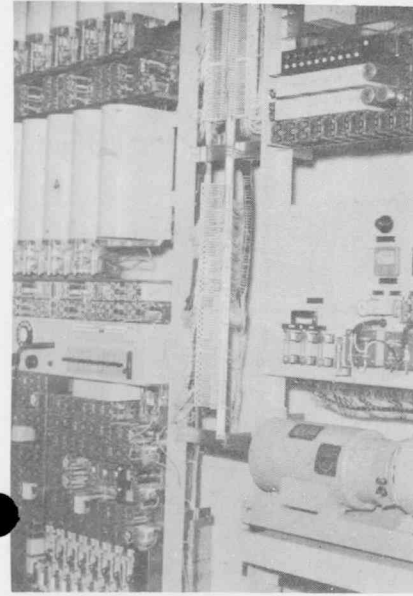
(道路清掃の部)  
一位、鶴岡、二位、郷原、辺志切、三位、東大原、平石、猪鹿倉、四位、中村、鶴岡、折小野、郷原  
(森林関係の部)  
一位、瀬ノ口部分林、二位、橋ノ口、三位、表木  
特殊表彰  
水流一蔵  
尚、この日は、田代高校四年生の松下道雄君の、「私の考える農業経営」と題した発表、鹿児島農業高校校長川村純二先生の「二十年後の日本農業の姿」という講演等聞き、無事に終了しました。

## 農村集団自動電話の通話始まる

＝5戸に1個の電話機が＝

昨年十二月着工した農村集団自動電話二二一戸は、二月中旬に取付を終わり、三月三日に落成式を行い、尼崎市に勤める郷土出身者と記念通話をする事になっていました。これで田代町には従来の一二三戸に二二一戸を加え、三三三戸となり、官行署団体を除き、約五戸に一個の割合で電話機があることになりました。この農村電話

機は、ダイヤル秘話式という便利なものですが、使い方が少し違って、二月中旬に着工した農村集団自動電話二二一戸は、二月中旬に取付を終わり、三月三日に落成式を行い、尼崎市に勤める郷土出身者と記念通話をする事になっていました。これで田代町には従来の一二三戸に二二一戸を加え、三三三戸となり、官行署団体を除き、約五戸に一個の割合で電話機があることになりました。この農村電話



田代小給食室隣地に設置された自動電話交換機

から、自分の番号の最後の数字、次に相手方の最後の数字をまわして受話機をかけたときベルが鳴り、相手が出るとベルが止りますので、その時受話機をあげて話してください。

例 八三七五から八二五七へかけるときは九・四・七をまわす。

(2) 自分のブロック以外へかける時は、相手の番号の下三けたの数字をまわす。

例 八三七五へかけるときは三・七・五をまわす。

(八はまわさない)

◎ 一般加入者への通話のしかた(農集以外)をまわして、交換手が出たら、相手の番号をいってください。

◎ 市外(町外への通話)のしかた

〇をまわして交換手が出たら、自分の番号と相手の局名番号をいって、呼出しがあるまで受話機をかけておく。

◎ 電話で電報をうつとき

〇をまわして交換手に電報をいって、受付係が出たら、自分の番号、氏名を言って電報文を告げてください。

◎ 相手が話中の時は

まわす途中、又はまわし終わってブービーとや強く早い断続音がするときは、相手の線が話中です。

## 銃砲等の一斉検査について

みなさん狩猟期も終り、田代町内では事故もなく皆さんとともに喜んでおります。かねて銃砲の取扱いについて十分認識して、規則を守られた結果だと深く感謝致しております。

公安委員会の所持許可を受けている銃砲、鉄砲、空気銃の検査は毎年十月頃行っておりましたが今年の一月一日より一部改正になりましたので、年は次のとおり検査

場所 町公民館会議室  
牧、重岳部落内の所持者  
川原地区  
日時 三月十四日午前十時から午後四時まで  
後四時まで  
該部落、川原全部、西大原、東大原、中尾、鶴岡野、久木野、盤山、富田部落内の所持者  
田代警察官駐在所  
田代猟友会々々長

## 1・2月の田代農業気象観測報告

| 1月   |       |    | 2月   |       |    |
|------|-------|----|------|-------|----|
| 天気   | 快晴5   | 晴9 | 天気   | 快晴5   | 晴4 |
| 最高気温 | 19.6℃ |    | 最高気温 | 19.5℃ |    |
| 最低気温 | -6.2℃ |    | 最低気温 | -8.4℃ |    |
| 平均気温 | 6.7℃  |    | 平均気温 | 5.5℃  |    |
| 雨量   | 44mm  |    | 雨量   | 54mm  |    |

## 完納の手で育てよう

## 明るい田代

今月は国税の

第3期の納期です。

役場の臨時事務員の  
募集をいたします。

役場の臨時事務員は新年度から登録制度に改め、パートタイム制をとることになりました。従って4月2年4月1日以後は、正規の手続によって、臨時事務員登録簿に登録されないと、役場の臨時事務員として働くことはできなくなります。

今回次の要領で、臨時事務員の募集を行いますので、家庭で暇のある方は是非登録されるようお願いいたします。

## 記

1. 応募資格  
高校卒程度の学力があり、字の書ける方なら別に老若男女を問いません。
2. 願書受付期間  
3月20日まで(願書は役場総務課に準備してあります。)
3. 願書提出先  
役場総務課
4. その他  
1時間当りの賃金は50円～70円程度の見込  
尚詳しいことは、総務課へ問合せてください。

## ■ 電気器具の上手な買い方は

最近電気器の利用が多くなって来ました。そこで、電気器具を買う時に心得ておきたいことは、

電機1.2KW電気コンロ  
100V 1200W ㊦ 81103 H1202型  
〇〇電機製造株式会社



★必ず㊦マーク(型式認可)があるものをえらぶこと 信用あるメーカーの製品で必ず㊦マークがあるものをえらびましょう。㊦マークがあるものは、国で製品を試験した結果合格したものであるという印です。ネームプレート(銘板)に書いてあります。

★商品知識をたかめること まず買うおうとする器具についての正しい知識を身につけることが大切です。電気器具店によく相談したり、実際に使用している方にきいたりすることです。また家庭の人数や、へやの広さに適した器具をえらびましょう。

★信用と技術のある店で 電気器具は長い間使用するものだけに買ったあとでも、よく面倒をみてくれる店で求めましょう。これには、できるだけそのお店の評判を前もって知人にでもおたずねになることがよいでしょう。

## 火の用心

3月6日～3月13日まで  
春の火災予防週間

これから初夏にかけては、気象的な悪条件も加わって、火災シブズのうちでも、最も火災が発生しやすい時期です。特に次の点について注意しましょう。

- 一、寝たばこは絶対にしないこと。
- 二、たばこの吸いがらの投げ捨てはしないこと。
- 三、異常気象時における屋外での禁煙を励行すること。
- 四、マッチの燃えしに注意する。
- 五、煙突、カマドの破損箇所は早目に補修し、火の粉のものを防ぐこと。
- 六、天井裏、屋根裏等に隠れている煙突の継目のすき間から、火の粉がもれていないか注意して手直しをすること。
- 七、燃えやすい物品を乾燥などの目的で、煙道や、煙突にのせたり、立てかけたりしないこと。
- 八、外出前、寝る前必ずもう一度火の元を見まわって、その安全を確認すること。
- 九、電話で火災の通報をするときは、場所、目標、状況等を明確につけること。
- 十、林野火災は、春季に集中的に発生する傾向にあり、その原因は、たき火、たばこによるものが非常に多いので、たき火の後始末、たばこの吸いがら等については十分気をつけること。
- 十一、地ごしらえ、あぜ焼き等の火入れは必ず町長の許可をもらってすること。

## 戸籍に関する情報は

## ホームページ上では

## 掲載していません

## おわび

二月号でおめでたの所に鳥淵範男様、瀬戸口部落は鳥淵部落のまちがいでしたので、訂正します。